

事業名		事業内容	利用対象者
家族介護を支援	家族介護者交流事業	体験活動等により、介護者相互の交流と心身の元気回復を図る ※限度額あり	要介護1以上の高齢者を在宅で介護している家族
	家族介護教室事業「楽・得 介護塾」	介護に必要な情報の提供、相談、研修等	高齢者等を介護している方、介護に関心のある方
	はいかい高齢者等おでかけリスクゼロ事業	たつの市が保険者となり、はいかいのおそれのある認知症高齢者等（被保険者）が起こした事故で第三者に法律上の損害賠償責任を負った場合に日常生活賠償と責任がない場合でも第三者への傷害見舞費用を支払う	はいかい高齢者等見守りSOSネットワーク事業に登録されている方

※上記の事業には、利用料が必要となるものがありますので、あらかじめご確認ください。

▶ 高年福祉課 (☎64・3152)、地域包括支援課 (☎64・3197)



令和4年6月分(10月支給分)以降の児童手当の制度が一部変更になります

1 所得上限限度額が創設されます

令和4年6月分(10月支給分) から、特例給付の支給に係る所得上限限度額が創設されます。

児童を養育している方の所得が下表の②(所得上限限度額) 以上の場合、児童手当等は支給されなくなります。

※児童を養育している方の所得が、下表の①(所得制限限度額) 未満の場合、児童手当を、所得が①以上②(所得上限限度額) 未満の場合、法律の附則に基づく特例給付(児童1人当たり月額一律5,000円)を支給します。

※所得が②以上により、児童手当等が支給されなくなった後に所得が②を下回った場合、改めて認定請求書の提出等が必要となりますので、ご注意ください。

扶養親族等の数	①所得制限限度額		②所得上限限度額	
	所得額(万円)	収入額の目安(万円)	所得額(万円)	収入額の目安(万円)
0人	622	833.3	858	1071
1人	660	875.6	896	1124
2人	698	917.8	934	1162
3人	736	960	972	1200
4人	774	1002	1010	1238
5人	812	1040	1048	1276

※「収入額の目安」は、給与収入のみで計算しています。あくまで目安であり、実際は給与所得控除や医療費控除、雑損控除等を控除した後の所得額で所得制限を確認します。詳しくは、市ホームページ「児童手当」をご覧ください。

2 現況届の提出が省略可能になります

たつの市では、令和4年現況届から受給者の現況を公簿等で確認することで、現況届の提出を不要とします。※ただし、以下の方は、引き続き現況届の提出が必要です。(対象者には、6月上旬に送付します)

- (1) 配偶者からの暴力等により、住民票の住所地がたつの市と異なる方
- (2) 受給者と対象児童の住所が異なる方
- (3) 離婚協議中で配偶者と別居されている方
- (4) 法人である未成年後見人、施設等の受給者の方

※(1)～(4)以外でも、提出を求める場合があります。

※過年度分(令和3年度分以前)の現況届については、提出が必要となりますので、未提出の方は至急提出してください。

以下の変更事項があった方は届け出が必要です。

- (1) 児童を養育しなくなったことなどにより、支給対象となる児童がいなくなったとき
- (2) 受給者や配偶者、児童の住所が変わったとき(他の市区町村や海外への転出を含む)
- (3) 受給者や配偶者、児童の氏名が変わったとき
- (4) 一緒に児童を養育する配偶者を有するに至ったとき、又は児童を養育していた配偶者がいなくなったとき
- (5) 受給者の加入する年金が変わったとき(受給者が公務員になったときを含む)
- (6) 離婚協議中の受給者が離婚をしたとき
- (7) 国内で児童を養育している者として、海外に住んでいる父母から「父母指定者」の指定を受けるとき

▶ 児童福祉課 (☎64・3153)、地域振興課市民健康福祉係 (☎75・0253)

☎地域振興課市民健康福祉係 (☎72・2523)、☎地域振興課市民健康福祉係 (☎322・1451)



ご存知ですか？ 高齢者のための介護予防・生活支援等サービスの概要

事業名		事業内容	利用対象者
在宅高齢者の自立を支援	高齢者生活支援短期入所事業	生活習慣等の改善のため、施設へ一時的に入所	65歳以上の方
	自立支援配食サービス事業	調理が困難な要介護高齢者等に弁当(高齢者食、健康管理食)を宅配し、安否を確認	次のいずれかに該当する調理が困難な高齢者等 ・75歳以上のみの世帯の方 ・65歳以上のみの世帯で、介護保険制度認定者がおられる世帯の方 ・重度の障害者のみの世帯、又は、重度の障害者と65歳以上のみの世帯の方
	高齢者等住宅改造費助成事業	住み慣れた既存住宅を対象者の身体状況に応じた改造に要する経費の一部を助成 ※新築、建替え、増改築等(移設、新設を含む改修)、老朽・破損等の修繕工事、リフォームは、助成対象外 ※所得により助成率が異なります	市内に住所を有し、次のいずれかに該当する世帯 ・介護保険の要支援、要介護認定を受けた方が属する世帯 ・身体障害者手帳(1級又は2級)又は療育手帳(A判定)の交付を受けた方が属する世帯 ※所得制限あり
	高齢者タクシー事業	・タクシー利用券で料金の一部を助成 ・タクシー利用券を市民乗り合いタクシー乗車券へ同額交換可能	1人は70歳以上で残りの世帯員全員が65歳以上で構成する世帯で、車を所有していない世帯(単身世帯の場合は70歳以上)(18歳未満・障害者を養育する場合も可) ※所得制限あり
	高齢者おでかけ支援事業	既存のタクシー利用券の交付を受けていない75歳以上の方がいる世帯を対象にタクシー利用券を配布しタクシー料金の一部を助成	高齢者タクシー利用券及び障害者福祉タクシー利用券の交付を受けていない75歳以上の方(申請年度内に75歳になる方を含む)がいる世帯
	成年後見制度利用支援事業	・成年後見制度(任意)審判申立への支援 ・申立に要する費用を助成 ・成年後見人等への報酬を助成	認知症者・知的障害者等であって2親等以内の親族がいない等により支援が必要な方。支援を受けなければ成年後見制度の利用が困難な方
	救急医療情報キット配付事業	かかりつけ医や持病、救急時に必要な情報を保管するキットを配付	・65歳以上のみの世帯に属する方 ・重度の障害者と65歳以上のみの世帯に属する方
	介護支援ボランティア事業	受入機関で介護支援ボランティア活動をし、付与された評価ポイントを交付金に換えることができる	介護保険第1号被保険者で介護支援ボランティア登録をされた方
	高齢者運転免許証自主返納促進事業	①コミュニティバス及び播磨科学公園都市圏域定住自立圏圏域バス無料定期券(3年間有効)並びに市民乗り合いタクシー乗車券(1枚200円分)60枚を交付 ②運転経歴証明書取得にかかる手数料を助成	①65歳以上で平成27年度以降に運転免許証を自主返納した方とその配偶者で運転免許証を有しない方 ②65歳以上で平成27年度以降に運転免許証を自主返納し、運転経歴証明書を取得された方
	認知症予防普及啓発事業	講演会の開催や認知機能チェックを用いた個別相談	・認知症予防に努めたい方 ・認知症が気になる方
	いきいき百歳体操推進事業	いきいき百歳体操の実施と普及	・体力に自信のない方 ・筋肉アップに努めたい方
家族介護を支援	はいかい高齢者家族支援サービス事業	位置探索システム専用端末機(GPS)の貸与に係る初期費用等を助成 ※個人負担あり	おおむね65歳以上のはいかい高齢者を在宅で介護している家族
	はいかい高齢者等見守りSOSネットワーク事業	はいかい高齢者等の早期発見と保護のため、事前の登録とピカッとシューズステッカーを配付	はいかい又はそのおそれのある高齢者等
	介護マーク普及事業	介護中であることを周囲の方に理解しやすくするための、名札型の介護マークを交付	・介護保険要介護認定者を介護している方 ・上記に準ずる方を介護している方
	介護用品支給事業	紙おむつ等の介護用品を宅配で給付 ※限度額あり	要介護4以上の在宅で生活する寝たきり高齢者 ※所得制限あり(市民税非課税世帯)
	家族介護慰労金支給事業	介護慰労金の支給	要介護4以上の高齢者を、介護保険サービスを利用せずに、在宅で1年以上介護してきた介護者 ※所得制限あり

